

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月4日

鳥取県立総合療育センター院長 鱸 俊 朗

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立総合療育センター医療情報（オーダーリング）システム導入業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県立総合療育センターにおける診療に係る各種オーダーを電子的に行うことによって日々の業務の効率化及び円滑化を図り、また、検査結果等を情報共有することにより医療の安全に資するシステムを調達し、必要な機器及び設備を納入するものである。

なお、選定された者は、次の業務を行うものとする。

ア システムの基本設計及び詳細設計並びにプログラムの開発

イ システムの稼働に必要なソフトウェア及びハードウェアの納入

ウ システムの稼働に必要な院内LANの設計及び施工

エ システム稼働までのマネジメント及び全体のプロジェクト管理

オ システムの運用に必要な職員研修の企画、実施及び運用マニュアルの作成

カ 既存データの移行（必要なものに限る。）

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行場所

米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター

(5) 履行期間

契約の日から平成24年3月31日まで

(6) 予算額

71,400千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める提案書等（以下「提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年11月4日（金）から同年12月14日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成23年11月4日（金）から同年12月14日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (4) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている者であること。
- なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年11月18日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

3 契約担当部局

鳥取県立総合療育センター 事務部

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3

鳥取県立総合療育センター 事務部

電話 0859-38-2155

電子メールアドレス sogoryoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

平成23年11月4日（金）から同月14日（月）までの間に鳥取県立総合療育センターのインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3482>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成23年11月4日（金）から同月14日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送することとする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年12月14日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。

イ 場所

鳥取県立総合療育センター第1会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書を4の(1)の場所に平成23年11月18日（金）午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行ったものであること。

(2) 提案書の内容について、別記の評価基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

なお、価格点の上限は400点とする。

$$\text{価格点} = 400 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

(4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高いものを落札者とする。

(5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Hospital Ordering System for the development of public works management, 1 set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m.
18 November, 2011
- (3) Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 p.m. 14 December, 2011
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 a.m. 14 December, 2011
- (4) Please contact : General Affairs Division, Tottori Prefectural Rehabilitation Center for
Children with Disability 13-3 7-chome Kamihukubara, Yonago-shi, Tottori 683-0004 Japan
TEL 0859-38-2155

(別記) 評価基準

(単位 : 点)

評価の内容 (考え方)	提案を求める内容	主な評価基準	加点の 上限
1 システム導入による診療及び日常業務の効率化及び現行業務改善の効果	(1) 業務改善 (2) 医療過誤防止	・提案のコンセプトが病院の求めるものと合致していること。 ・具体的な効率化及び改善効果が明示されていること。 ・医療過誤を防止するための優れたチェック機能の提案がなされていること。	20
2 全体のシステム構成、配置計画及び既存システムとの連携に関する考え方	(1) システム構成 (2) 既存システムとの連携	・効率的なシステム構成及び配置、標準的なデータ形式を採用していること。 ・要求仕様に対する企画提案内容及び方法 ・業務仕様書3の(4)で鳥取県立総合療育センターが求める周辺システムとの連携が可能であること。 ・システム機器の構成及び電子データの保存に関して十分なスペックを有すること。	10
3 システムの安定性、堅牢性及び応答性に関する考え方	(1) 安定性 (2) 堅牢性 (3) 応答性	・障害対策及びバックアップシステムの構成 ・セキュリティの確保の対策が取られていること。 ・繁忙時及び大量データ処理時のストレスのない応答性、周辺システムとの応答性及び情報量増大時の応答性の確保の対策が取られていること。	25
4 システムの操作性に関する考え方	操作性	・複数画面を同時に展開して参照及び記入が可能であること。 ・複数箇所での同時展開時の記入内容の整合性が確保されること。 ・操作性に優れた文字入力機能及び医学辞書等の専用辞書を備えていること。	10
5 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する考え方	セキュリティ対策	・職種ごとの指示権限及びアクセス権限の設定が可能であること。 ・不正アクセス対策の内容 ・アクセス履歴の参照機能を有すること。 ・開発時におけるセキュリティ対策が取られていること。	20
6 本格稼働までの研修等技術的支援に関する考え方	支援体制 職員に対する研修	・マスタ作成への技術支援及び院内業務変更に対する支援の方法及び内容 ・管理者及び利用者に対する研修計画、マニュアル整備等	10

		・システム本番稼働に係るシミュレーション及びリハーサル計画	10
7 導入後のシステムトラブル及び改良要求への対応	支援体制	・通常の技術支援体制及び障害発生時における支援体制	15
	保守及び維持管理体制	・優れた保守体制及び維持管理体制が確保されていること。	15
	改善要求への対応	・診療報酬点数等改訂時の薬価及び点数マスタの提供が可能であること。	15
8 システムの陳腐化対策及びライフサイクルに関する考え方	バージョンアップ	・保守範囲内の定期的なバージョンアップが可能であること。 ・保守範囲内のバージョンアップの内容	20
	システムのライフサイクル	・システムの想定されるライフサイクル及びその根拠	10
9 導入コスト及び維持管理コスト等の縮減に関する考え方	導入時のコスト	・システム構築に係る具体的コスト内容及び妥当性 ・構築時におけるシステムエンジニア等の人件費が圧迫されていないこと。	10
	導入後のコスト	・システムの保守・運用管理費用を抑制できる優れた提案がなされていること。 ・サーバ、ネットワーク機器などの維持費用を抑制できる優れた提案がなされていること。 ・クライアント増設及びシステムに接続する医療機器の変更増設等に際しての新たな経費負担の程度 ・データ移行時に新たな経費負担が少ない提案がされていること。	25
	保守・維持管理内容	・どのような内容の保守及び維持管理ができるか	10
	保守・維持管理経費	・保守・維持管理費の入札額に対する割合	20
10 今後の地域医療連携等に際しての本システムの拡張性	拡張性	・他病院及び他社システムとの接続が可能であること。 ・将来、電子カルテとして運用可能な拡張性を持っていること。	10
11 業務遂行体制、稼働実績及びシステム開発に当たっての職員の意見反映に関する考え方	(1) 開発体制・実績 (2) 明確なスケジュール提案	・開発支援体制に係る人員が十分に確保されていること ・同種・同規模の病院に対する過去5年の導入実績を有していること。 ・総括責任者及び担当職員の同種業務における実績及び能力を有していること。 ・開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。	20
	職員の意見反映	・開発に当たってセンターとの協議、意見交換等の実施計画があること。	10
12 システム基本仕様に関する考え方	基本仕様	・基本仕様書（入札説明書と同時に配布する仕様書をいう。以下同じ。）に定める項目に対して、実現するとの回答があること（評価に当たっては、実現するとの回答があった項目数に応じて加点する。）。	100
	独自提案	・基本仕様書に定める機能以上の優れた独自の提案がなされていること。	15

総 合 計

400